令和３年度第1回東久留米市地域自立支援協議会

令和３年９月６日

新型コロナウイルス感染症感染症拡大防止の観点から書面で意見を集約する書面方式による開催とした。

令和３年９月６日（月曜日）に各委員へ開催通知および会議資料等を送付した。会議資料については下記のとおり。

・次第

・資料１－１　書面開催について　説明資料

・資料１－２　令和３年度PDCA表

・資料１－３　令和３年度PDCA表　説明資料

・資料１－４　新型コロナウイルス関連　説明資料

・質問・意見票

資料１－１…書面開催による意見集約方法を説明した。

資料１－２…前期計画の最終年度である令和２年度の実績について、資料１－３をご確認いただき、ご質問及びご意見を募った。

資料１－４…新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種、PCR検査費用補助、行事の中止など情報提供を行った。

開催通知および会議資料等送付後、過半数の委員から質問・意見票の提出があったため、会議は成立した。

令和３年１１月２９日（月曜日）　質問及び意見について回答を送付し、内容をご確認いただいた。

〇意見集約結果

ご意見の内容及び事務局回答

１）ＰＤＣＡ表について

１． 第５期障害福祉計画は必要とされる支援や援護等を網羅され、大変素晴らしいと思います。ただ数ヶ所に「福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況がある」ということが載されていることが気になります。回数的にへってきているということですか？人材確保に向けては、すでにいろいろ取り組まれていることでしょうが、さらにより多くの場所に募集要項を配布するとか声掛けをする（してもらう）とかお願いしたいです。大変なお仕事かと思いますので、賃金の面での配慮していただけると良いのかと思います。人材確保ができている市町村があれば、話を聞き、参考にするのもよいかと思います。

【事務局】福祉人材の不足について

PDCA表の各実績から、利用回数の増加に伴う職員一人当たりの負担増があり、人材の不足をお声として聞いている実態があります。

市の人材確保の取り組みとしては、年に1回、東久留米市しごとフェア実行委員会との共催で、市内障害者（児）福祉施設合同就職相談会「しごとフェア」を実施しています。（令和元年度、令和２年度）賃金については障害福祉サービス報酬における処遇改善加算の取得について事業所への情報提供に努めるともに、人材確保について他の自治体の取組など参考としながら取り組んでいきたいと考えています。

２．資料1-2１． 令和5年度に向けた目標設定（６）地域生活支援拠点等の整備障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」～地域で支えるための制度・環境整備であるため、医療機関は元より高齢や特定疾病の状況によっては障害と介護保険関係の事業所との連携も必須であると考えられるためより相互理解が深められる包括的な支援体制の構築に期待したい。

【事務局】介護保険サービスへの移行について、制度の範囲内において利用者のニーズが最大限満たされるよう、介護福祉課や計画相談事業所等とも連携し対応していきたいと考えております。また、介護サービス移行時は、利用者本人、事業所、地区担当で集まり、話し合いを行っております。

３．4ページの「（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」の最後の行にある網掛けの部分の保健福祉ケア連絡会について教えてください。東久留米市のホームページで探したのですが見つかりませんでした。目的とどの課に所属し開催の回数とどんな議論がされているかわかる範囲で教えてください。

【事務局】地域の精神保健福祉に係る事業者等の連絡会です。令和2年度時点で23の参加団体があり、東久留米市障害福祉課は事務局の一部を担っています。連絡会の目的は次のとおりです。　１）関係機関の役割を相互に理解し、有機的な連携を図る。２）地域の精神保健福祉に関する課題を検討し、よりよい方策を探る。３）精神障害者がその人らしい生活が送れるよう精神保健福祉の地域ネットワークを構築する。

年間の開催回数は2~3回で、地域連携シート（参加機関の事業内容、所在地、連携に当たってお願いしたいこと）を作成し、会議上で発表していく形ですが、新型コロナウイルス関係で進んでいない状況があります。"

４．同じく４ページの（６）の地域生活支援拠点等の整備ですが、第５期と第６期の内容が同じになっています。なんらかの具体的な動きを作る必要があるのではと思います。たとえば、面的整備型をめざしているわけですから、５つの機能別に現在の事業所の状況を整理し現状把握をすること。また、不足している機能をどうするか検討するなどの取組みが必要と思います。

【事務局】面的整備型の体制を前提として、実施事業等も含めて今後の自立支援協議会においてご提案させていただきたいと考えております。整備の具体に関してのご助言等がございましたら、是非ご意見いただけましたら幸いです。

５．事業量の見込みについてですが、６５歳問題とのからみがあると思います。明らかに障害福祉サービスと介護保険サービスとの違いをある内容もあるため、障害当事者が必要とされるサービスの提供に努めていただきたい。

【事務局】２の回答と同様です。

６．重度訪問介護については、令和３年度以降同じ数字となっておりますが、地域生活移行を推進していくためには、共同生活援助の対象を増やすだけではなく、重度訪問介護についても現状の実績プラスアルファを考えていく必要があります。まして、令和２年度が21の実績となっているのであれば、21＋１の見込み数が必要と考えます。

【事務局】見込み値の設定にあたっては、令和２年度実績には新型コロナウィルス感染症の拡大による生活様態の変化が一定程度影響していると思われる点に鑑み、平時における数値を設定するという観点から、主に令和元年度までの実績値に基づく事業量を基本としつつ、利用実態等に基づき設定をしております。また、本見込み値は、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画に記載するものとして昨年度の自立支援協議会でご協議をいただき設定したものであるため、現段階での数値の修正は難しいですが、障害者福祉の現状についてのご意見として承るとともに、新しい生活様式に基づいた利用実績を分析し、次期計画策定の際に活かしていきたいと考えております。

７．同行援護についても令和2年度が26の実績にもかかわらず25にとどまっています。視覚障害の方の高齢化に伴い65歳以上の方が増えていることで、介護保険への移行を考えていると推察されます。しかし、第116回社会保障審議会障害者部会での高齢障害者の支援で発言された竹下氏の内容を見ると視覚障害者での同行援護は通院でも使えるというが、介護保険では病院内は同行してくれない。障害福祉サービスは病院内も同行してくれる。この差は極めて大きいと発言され、日本中で何十と苦情が来ていると指摘している。視覚障害のある方たちのニーズをしっかりと受け止め、継続して生活ができるよう見込み数を確保すべきではないか。

【事務局】見込値については、6の通りです。また介護保険への移行については2および5の通り、障害者の個々の状況に応じて介護に移行するサービス、引き続き障害福祉で提供するサービスについて、移行前に会議等を実施し切れ目ないサービス提供に努めています。質問ケースのように、移動に必要な視覚情報の提供を要する場合は、65歳以上でも引き続き障害福祉サービスでの同行援護の提供が継続されると考えられます。

８．（意見というより質問に近いです。）いずれの予測値、見込み値ともに、令和2年度よりも令和元年度の実績をベースに算出している印象を受けました。令和2年度の外出制限などを踏まえて、令和元年度の実績に基づいて算出したという理解で間違いないでしょうか。また、いわゆるニューノーマルの生活様式による利用実績の評価をどのように見立てていく予定でしょうか。

【事務局】見込み値についてはお見込みの通りであり、主に令和元年度までの実績値に基づく事業量を基本としつつ、利用実態等に基づき設定をしております。新しい生活様式に基づく利用実績の評価については時々の感染拡大状況にもよるため評価が困難な面もありますが、令和２年度及び３年度における利用実績を分析し今後の評価を行っていきたいと考えております。

９．各種サービスの見込み量確保に向けて「事業所と連携して人材確保に努めます」と表記されているが、「事業所と連携して」の市としての具体を教示いただきたい。

【事務局】１の回答と同様です。

１０．地域生活支援拠点等の整備に向け、特に「親なき後を見据える」のであれば、学齢期から短期入所を体験することが将来の生活のイメージにつながると考えている。施設での短期入所では、国の基本方針としての「地域生活の移行」と相反する短期入所となるのではないか？将来、GH等で自立した生活を想像できる体験が必要なのではないか？その分の利用者数を確保した見込み量となっているのでしょうか？また、「地域で暮らす」を体験できるような短期入所先の拡大も検討いただければと願います。

【事務局】短期入所事業における見込み値では、６の通り現状の利用形態から、緊急利用やレスパイト利用を主な利用前提として設定し、自立生活の体験の場としての利用も、形態の一つとして加味されております。地域生活拠点等の必要な機能の一つとして「地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」が挙げられておりますが、今後拠点等について検討を進めていくにあたり、地域としてどのような体制を考えていくのかご意見をいただければと存じます。

１１．「計画相談支援」「障害児相談支援」について利用件数は明記されていますが、相談件数の上限があります。新規相談も受けられる状況なのか？も情報として知りたい。

【事務局】計画相談支援及び障害児相談支援の契約状況は時点及び事業者ごとに異なるため、個別に事業者へお問い合わせください。候補となる事業者の提案等につきましてはご相談いただければ障害福祉課にて承ります。なお、相談件数については、月39件までは単位数（報酬額）が高いことがご指摘の内容にあたると考えられます。ご質問の内容は各事業所のご協力が前提となりますが、引き続き意見交換を行いたいと考えています。

１２．在学中は放課後等デイサービスを利用し、就労している保護者の帰宅時間まで支援が拡充されていたが、卒業後「日中活動系サービス」を利用する際、利用時間が短く、保護者が就労をあきらめるケースも出てきている。そのような「移行時」の支援継続のニーズ把握も検討していただきたい。

【事務局】青年・成人期における日中活動後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。こうした状況を踏まえ、市としても支援を提供する事業所に対し活動の場として施設貸出を行っておりますが、本来的には国において検討されるべき課題であると認識しており、現状の都の補助制度の中では新規事業の立ち上げも難しいことから、国や都の動向を注視している状況です。

１３．また、「日中一時支援」「移動支援」についての見込み量もニーズに即した見込み量となっているのでしょうか？

【事務局】見込み値は、実績の推移、ニーズ、国・都・他市の動向等を勘案して設定しております。

１４．P4.(6) 地域生活支援拠点等の整備→「地域の事業者が機能を分担して面的は支援を行う体制を目指す」と記載がありますが、具体的な案はあがっていますか？

【事務局】４の回答と同様

２）その他

１．高等部卒業生が市内の日中活動系サービスを使えず、市外に流れている現状があります。市内で生活介護やB型を増やすよう働きかけていきたいです。

【事務局】市内の事業所の状況等に鑑み、事業者から事業所の開設相談を受ける際には、市の現状及び開設を望んでいるサービスについて伝えております。

２．アンケート調査の最後は、ご意見ご要望で自由記入が多くありますが、それに対しての回答や改善等を作成したりするよていはあるのでしょうか？

【事務局】アンケート調査についての回答を作成する予定はございません。

３．自立支援協議会をオンラインで開催することも考えていただけるとありがたいです。

【事務局】今回書面といたしましたが、今後対面での開催が困難となった場合は、オンライン会議を実施をいたします。オンライン会議の準備等が難しい委員の方については、市役所にお越しいただくことも想定しています。

４．基本的に異論があるわけではありません。各種事業の利用者の増加等はこれまでの利用実績の増加の傾向を見込んで算出されていることと思います。福祉サービスの利用者の増加は、もちろん、サービスが広く行き渡るという意味で重要だと思われます。ただ、このことでおたずねしたいのは、このような利用者の増加見込みについて、受入側、サービス提供側のキャパシティはどのように反映されているのでしょうか。

【事務局】利用者の需要の増加に応えられるよう、事業者から事業所の開設相談を受ける際には、市の現状及び開設を望んでいるサービスについて伝えるなど、見込み量の確保に努めるとともに、福祉人材の不足により需要に対応できない状況について、事業所と連携し人材の確保に努めます。

５．〇青年・成人期の余暇活動について

ニーズ調査を実施し、数値化して必要性の根拠としてはいかがでしょうか。市内に特別支援学校も設置されたので、集約できると考えます。余暇活動も含め、移動支援、日中一時支援の利用見込み数ともかかわる内容だと考えます。

【事務局】「１）ＰＤＣＡ表について」の１２及び１３の内容と同様

６．新型コロナウイルス関連　②PCR検査等経費補助事業について

すでに、日中一時連絡会から要望書は提出していますが、PCR検査の補助の要綱を再度見直して、タイムリーな事業所の事情にあわせた使い方ができるようになることを期待しています。

【事務局】PCR検査の補助につきましては、関係各所と調整し、変更がある場合は各事業所に連絡してまいります。